

【重要】 各項目をご確認いただき、ご同意のうえで本申込書をご提出ください。

1 個人情報の利用に関する同意事項

以下に掲げる事項に同意します。

- ① 公益財団法人北海道中小企業総合支援センターが下記に掲げる個人情報を下記利用目的のために必要な範囲で利用すること。
- ② 公益財団法人北海道中小企業総合支援センターが下記に掲げる個人情報を下記利用目的のために必要な範囲で下記関係機関との間で授受すること。
- ③ 設備貸与申込を取消し又は取下げた場合、又は担保、保証人の差替えがあった場合でも公益財団法人北海道中小企業総合支援センターが引き続き個人情報を使用すること。

記

個人情報	氏名及び住所・連絡先・生年月日・家族・出身地・経歴・職歴・公職・所得・資産等と氏名を組合せた情報 (書類上の記載例) ①事業概要に関する情報、②設備投資計画に関する情報、③資金調達計画・方法に関する情報、④決算・税務申告に関する情報、⑤預貯金・不動産・有価証券等資産保有状況及び債務に関する情報、⑥取引金融機関利用状況に関する情報、⑦設備導入の目的に関する情報、⑧設備の設置又は取得に関する契約条件等に関する情報、⑨設備の設置場所に関する情報、⑩申込者との関係に関する情報、⑪申込時並びに申込後提出する書類に記載されたすべての情報
利用目的	①経営・金融・各種制度利用の相談受付、②貸付け等申込・条件変更申込の受付、③制度利用資格・制度要件の確認、④設備貸与等・条件変更の審査、⑤設備貸与等・条件変更の決定、⑥設備貸与等・条件変更に関する継続的な管理、⑦法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、⑧取引に必要な各種郵便物の送付、⑨機械類信用保険・損失補償契約・質権設定契約の相手方に提供する場合等適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者提供、⑩市場調査及びデータ分析並びにアンケート等の実施、⑪設備貸与等・条件変更に関する業務の遂行に必要な範囲での第三者提供、⑫各種支援制度利用のご提供、⑬保証金の払戻、⑭債権の請求、⑮その他設備貸与事業等の適正な運営
関係機関	①資金貸付審査委員会、②申込受付機関(商工会・商工会議所)、③設備貸与事業等に関わる機関(国、北海道、地方公共団体、公益財団法人全国中小企業取引振興協会等)、④連帯保証人等、⑤日本政策金融公庫(機械類信用保険業務)

2 「経営者保証に関するガイドラインに基づく代表者保証の免除」について

「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)は、経営者保証における合理的な保証契約の在り方を示すとともに、主たる債務の整理局面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うためのルールについて平成25年12月5日に「経営者保証に関するガイドライン研究会」が公表したもので、法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている主たる債務者が資金調達を要請した場合において、主たる債務者において以下のような要件が将来に亘って充足すると見込まれるときは、主たる債務者の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性等について、主たる債務者の意向も踏まえた上で検討することとされています。

本制度は、ガイドラインに基づき、申込企業からの要望により、当該要件審査を行い、適格性が認められると判断した場合、代表者保証を免除します。

ガイドラインで求められる要件	必要書類
① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。 ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えていない。 ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。 ④ 法人から適時適切に財務状況等が提供されている。 ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供がある。	① 法人と経営者の一体性の解消に関する確認書 ② 「中小企業の会計に関する指針」または「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関する確認書 ③ 申込書類にて不足のある場合、別途当センターが指示する資料等 ④ 旧制度を含めて当センターとの契約取引が3年以上あり、定められた財務資料の提出が行われていること。
注意事項	
・「法人と経営者の一体性の解消に関する確認書」および「中小企業の会計に関する指針」または「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関する確認書は、税理士・公認会計士が確認したもので、申込企業にてご用意頂く書類です。 ・「法人から適時適切に財務状況等が提供されている」ことの適格条件は、旧制度を含めて当センターとの契約取引が3年以上あり、定められた財務資料の提出が行われていることとなります。 ・「法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る」ことの適格性は、財務状況や「経営者等からの物的担保」等を勘案し、当センターにて判断します。 ・代表者保証を免除した場合でも、将来において経営状況に著しい変化があった場合などに保証や担保が必要となることがあります。	

3 連帯保証人の責務等に関する重要事項

- ・借主から約定どおりの償還がない場合、借主に代り、連帯保証人に返済いただきます。
- ・連帯保証人は、次の事由がある場合でも返済の請求を拒むことができません。
 - ① 当センターが借主に対して返済の請求を十分に行っていないこと
 - ② 借主が資産を所有していること
- ・複数の連帯保証人がいる場合であっても、連帯保証人それぞれが、未払割賦料、未払リース料および損害金等(以下、「保証債務等」といいます。)ならびに保証債務等から生じる一切の債務の全額について責任を負担することとなります。
- ・連帯保証人が、借主に代り保証債務等の一部を返済された場合には、当該金額の返還を借主に求めることができる権利(求償権)が発生しますが、保証債務等の全額の返済が完了するまでの間は、当センターの承諾なしにその権利を行使することはできません。
- ・当センターの判断で、担保または連帯保証人を追加、変更または解除する場合があります。この場合、当初の連帯保証人は免責を主張できません。

≪ 対象設備について(補足) ≫

1 経営革新に必要な設備

本制度で対象とする設備は、経営の革新(新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売方式の導入、役務の新たな提供方式の導入、新たな経営管理方式の導入、その他の新たな事業活動)に必要な設備(当該活動により付加価値額と経常利益の双方について次の数値基準を目標とすること)となります。

- (1) 付加価値額(営業利益+人件費+減価償却費)の増加率 5年間で15%、4年間で12%、3年間で9%以上を見込まれること
- (2) 経常利益(営業利益-営業外費用)の増加率 5年間で5%、4年間で4%、3年間で3%以上を見込まれること

2 創業に必要な設備

上記数値目標は適用外となります。また、事業開始(法人の場合は設立)から5年未満の企業の場合は「創業に必要な設備」として取扱います。